

「さがみはら子ども・若者応援プラン（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

全ての子ども・若者が、将来に夢と希望を持つことができ、誰もが子どもを産み育てやすく、子どもを育てる喜びを感じられるまちを目指し、取り組む施策をまとめた「さがみはら・子ども・若者応援プラン」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、16人の方から37件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見につきましては、一部の意見を反映し、計画案を一部修正するとともに、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和6年12月15日（日）～令和7年1月21日（火）
- ・ 募集方法 WEB 回答フォーム、電子メール、郵送、直接持参、ファクス
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

こども・若者政策課、各区役所・総合事務所の行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

| 意見数 | | 16人（37件） |
|--------|-----------|----------|
| 内 訳 | WEB回答フォーム | 10人（26件） |
| | 直接持参 | 2人（2件） |
| | 郵送 | 1人（4件） |
| | ファクス | 0人（0件） |
| | 電子メール | 3人（5件） |

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

| 項 目 | | 件数 | 市の考え方の区分 | | | |
|-----|-----------------------|----|----------|----|----|---|
| | | | ア | イ | ウ | エ |
| ① | 計画全体に関すること | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| ② | 第1章 計画策定に当たって | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ | 第2章 計画の推進 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ④ | 第3章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤ | 第4章 計画の基本的な考え方 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥ | 第5章 子ども施策の総合的展開 | 31 | 1 | 17 | 13 | 0 |
| ⑦ | 第6章 子ども・子育て支援事業の整備 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ | 事業一覧 | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| ⑨ | その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合 計 | | 37 | 1 | 20 | 15 | 1 |

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-------------------|--|--|----|
| ① 計画全体に関すること | | | |
| 1 | <p>文字で伝える情報が多すぎる為、読み込む必要がある。子供のイラストで子供に関わる内容だと分かるが、パッと見で伝わりにくい。母親を対象としたパンフレットという印象が強い。</p> <p>子供を取り巻く環境や大人(母、父、祖父母)(学校、保育園)(地域)が対象の内容なので、初見で分かりやすく注意を引く必要があると考える。</p> <p>そこで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①イラストで伝える事に重点を置く ページの6割を使い、子供を中心として取り巻くように地域、機関、人々を中心としたイラストにする ②1～4の重要点をイラストに関係する部分に表題でつける ③②の表題の詳細をまとめて記載するとよいのではないか?と考えた。 <p>車内吊り広告や、雑誌の表紙やなどの様に文字を読ませる前に、目に留まる事に重点を置いてよいのではないだろうか?</p> | <p>今回、計画の内容を子どもであっても理解しやすいよう、本編の内容を抜粋し、「子ども向けわかりやすい版」を作成しました。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後様々な事業等において子ども向け資料を作成する際の参考とさせていただきます。</p> | ウ |
| ⑥ 第5章 子ども施策の総合的展開 | | | |
| 2 | <p>施策の方向 (P43) (3) は、「いじめ防止に取り組み、不登校児童生徒を支援します」です。全く納得がいきません。</p> <p>この文章から「相模原市は不登校の原因はいじめだけと認識している」と理解しましたが、事実と異なります。</p> <p>いじめ防止は大切なことです。ただ、不登校児童生徒の支援は、別の角度から必要です。一緒にしないでください。</p> <p>不登校児童の支援は、どちらかというと子どもの人権保障の推進です。多様な学びの場の確保として、別室登校やホームスクールの認めてほしい、せめて別室登校に</p> | <p>不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、校内教育支援センターの設置促進やICTを活用した学習活動の取組等を進めていますので、計画に位置付ける事業として追加します。</p> | ア |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|--|---|----|
| | ついでには記述してほしいと思います(この期に及んで別室登校に関する記述がないとは信じられないです)。 | | |
| 3 | ふまえてではなくいっしょにこうどうしてくれとうれしい。 | ご意見をいただき、ありがとうございます。一緒に行動してほしいというお気持ちを受け取りました。どうしたら皆さんに寄り添ったことができるか、今後も考えていきます。 | イ |
| 4 | 市役所など、市の公共施設が近くにあまりなく遠い場合、公民館などに出張で講演や話し合いに来たほうがいいと思った。 | 令和7年1月には、小学校、中学校、高等学校に出張し、意見を聴く取組を実施しました。 今後も、子どもや若者が集まる場などに積極的に出向いていきたいと考えています。 | イ |
| 5 | 子どもの権利条約を知らない人や詳しくは知らない人がいると思うため、学校で子どもの権利条約についての授業をしてほしい。 | 学習用として使える子どもの権利条例パンフレットを作成し、小学校4年生と中学校1年生の児童生徒に配付しています。 学校では、小学校6年生と中学校3年生の社会科の授業や道徳の授業、特別活動の授業など、折に触れ、子どもの権利について学ぶ機会を設けています。 | イ |
| 6 | 最近、大人と意見が違くと「Z世代だから～」「最近の若者は～」なんて言葉で片付けられてしまいがちと感じています。大人一人ひとりが、私たち若者の意見を聴いていただけると嬉しいです。 | 大人一人ひとりが「子どもの権利」について理解を深めるため、職員や市民の皆様に対し、周知啓発を図ってまいります。 | イ |
| 7 | 電話相談だと電話しにくい人もいる可能性があるため、学校等でフォームなどで、困ったことや気になっていることが気軽に相談できるようにすることや、学校等の教師などが虐待にすぐ、気付ける環境づくりをしたほうがいいと思う。 | 「ヤングテレホン相談」では、電話での相談だけでなく、Eメールでの相談も受け付けています。名前を言いたくない場合は言わなくても大丈夫ですし、うまくまとめて伝えられなくても大丈夫です。 (メールアドレス： yantele@city.sagamihara.kanagawa.jp) 「さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)」では、電話以外の相談受付方法を、現在検討しています。 | イ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|--|--|----|
| 8 | <p>メディアリテラシーについて小学校で学ぶ時間を増やしてほしいと思っています。プリントを配って終わりではなく、議論したり、レポートをまとめる時間があると良いと思います。</p> <p>フィンランドでは何年も前から、学習指導要領にあたるナショナルカリキュラムにメディアリテラシーが含まれています。子どもたちは報道や情報を批判的に読み解き、考えることを学びます。フェイクニュースへの抵抗力でフィンランドは欧州トップクラスにあります。</p> <p>You tubeで見た動画を本当だと思ってしまう人は大人でも多数だと思います。子どもなら尚更だと思います。「気をつけてね」で終わらず、自ら考えることを学べたらと思います。</p> <p>さらに、オーストラリアで16歳未満の子どもの交流サイト（SNS）利用を禁止する法律が成立しました。SNSには仲間とつながる手段や自己表現の場になるメリットもあるが、有害な情報にさらされたり、いじめの温床になったりする弊害が世界各国で指摘されています。「個人の自由」と避けるのではなく、危険性をしっかり教えることが大切だと思います。</p> <p>さらに、日本の児童ポルノ法では流出時に撮影者は誰か関係なく「未成年同士同意の上でも」逮捕されます。知らずに交際相手の裸を撮影し、それが流出して逮捕という事もあります。子ども同士気軽に写真を取り合っアップすることが、犯罪につながることもあったら、学校できちんと教えられると良いと思います。</p> | <p>小学校においてメディアリテラシーを学ぶ時間を増やすことは、これからの情報社会を生きる子どもたちにとって重要だと考えています。そのため、単独の特別授業として実施するだけでなく、各教科や学校全体のカリキュラムの中に適切に組み込むことが求められます。</p> <p>たとえば、国語の授業ではニュース記事やSNSの投稿を批判的に読み解く力を養い、総合的な学習の時間では、情報の発信や拡散の仕組みを学ぶ活動を取り入れている学校があります。</p> <p>また、道徳の授業では、インターネット上での言葉の使い方や誹謗中傷の影響について考える時間を設けることで、情報モラルの向上を図っています。加えて、実際にフェイクニュースやSNSのトラブル事例を取り上げ、児童自身が解決策を考える機会をつくることで、主体的に判断する力を養っています。</p> <p>このように、メディアリテラシーは単なる知識として学ぶのではなく、日常の学習や生活の中で考え、活用する力を育むことが重要と考えています。今後、学校現場での取り組みを充実させるため、適切な学習内容や指導方法の検討を進めてまいります。</p> | イ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|--|---|----|
| 9 | <p>わたしはほいくえんにいていました。ほかの人にもほいくえん・ようちえんにいてほしい。</p> | <p>全ての子どもが、幼稚園や保育園などに行くことができるように、3歳児から保育料がかからないようにしたり、幼稚園や保育園などに行っていない子どもたちへのご案内などを行っています。</p> | イ |
| 10 | <p>ほごしゃだけではなく子どもが相談したりそこでまなんでいける心のなやみをもつ子どものいれるところをしえん、つくってほしい（すばる）</p> | <p>悩みを抱える子どもがカウンセラーに相談できる場所として、学校相談室や青少年相談センターがあります。子どもだけではなく、保護者も相談することができます。</p> <p>また、様々な理由により学校に行きたくても行けない子どもたちが学べる場所として8つの相談指導教室があります。社会的自立を目指して自分のペースで過ごすことができます。</p> | イ |
| 11 | <p>不登校児童生徒が増えている中で日中の居場所について、学校以外の居場所を考えてほしいです。</p> | <p>学校以外の日中の居場所として、相談指導教室があります。不登校児童生徒が社会的自立を目指せるよう多角的な視点で支援しています。</p> | イ |
| 12 | <p>学童が利用できなくなる、小学4年生以降の居場所（特に長期休み）の拡大を希望します。</p> <p>近くの公民館や児童館での学習会やイベントなどがもっと頻繁にあればと思います。</p> <p>町田市まあちのような、図書室や遊び場、体育館をそなえた施設が相模原市にも増えると嬉しいです。</p> | <p>放課後の子どもの居場所づくりとしては、児童クラブの利用年齢拡大等、居場所の確保・充実を図っていきます。</p> <p>地域においては、無料学習支援や子ども食堂などの取組が地域住民主体となっており、市ではこうした地域の取組を支援し、地域主体の子どもの居場所づくりを推進するため、団体が活動しやすい環境づくりを進めています。</p> <p>また、公民館では幅広い年代層を対象とした事業を実施していますが、子どもを対象とした事業としては、子どもたち自身が企画に携わることもまつりの開催や、夏休み期間などにおいて、貸室の一部を学習室として開放するほか、ロビー等をフリースペースとして学習にも活用いただく取組なども行っております。</p> | イ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|---|---|----|
| 1 3 | <p>こどもセンター（じどうくらぶ）をしえんして大きくしたりおもちゃをじゅうじつしてほしい。</p> | <p>これからも、こどもセンター（児童クラブ）を利用する皆さんの要望も参考にしながら、年齢に合わせた本やおもちゃなどの充実を図っていきます。</p> | イ |
| 1 4 | <p>小1の壁があり、フルタイム共働き家族にとっては、保育園は7時～預かれるのに、小学校からは、家で朝一人で過ごしカギをかけていくことになり、いってらっしゃいと、声をかける家族がいない。精神的にも6歳、7歳と一人で置いて置くのが親子共に不安をかかえる。最悪、フルタイムを退職する選択をしなければならない。</p> <p>他の自治体では、朝の子供の居場所を確保している所もあるので、住む場所によって必要かつ重要な支援を受けられないのはとても残念です。相模原市は政令指定都市でもあり、先頭にたって、積極的に動いて頂きたいです。</p> | <p>朝の預かりなど、いわゆる「小1の壁」の解消に向けましては、様々な課題があると認識しているところです。放課後に限らず、安全・安心なこどもの居場所づくりを進める中で、優先順位をつけて検討をしていきたいと考えています。</p> | ウ |
| 1 5 | <p>藤野芸術の家のような施設、または、自然体験が出来る企画や機会を夏休みや春休み等に増やして欲しい。民間だと高額だったり、場所により、車で送迎が必要な場合があると、車を持っていなくて、参加が出来なかつたりする。</p> <p>利便性がよい場所で、子供達が自然体験、芸術作成など出来ると嬉しい。</p> <p>小山公民館で、日帰りバス遠足があるが、年間回数は少ないため、体調不良で参加できないとしばらくないので、定期的にあるといいと思います。</p> | <p>公民館では、幅広い年代層を対象とした事業を実施しており、本市の特長として、地域住民が体育や文化、青少年等の分野別に専門部を組織し、事業の企画、運営に参画しております。</p> <p>子どもたちを対象にしたバスによる社会見学を増やして欲しいとのご要望には、バスの借り上げ予算や引率者の確保などに課題もあり、ご意見については、今後の参考として専門部へお伝えいたします。</p> | ウ |
| 1 6 | <p>ひろばがほしいです。</p> | <p>地域の子どものための安全な遊び場として、「子どもの広場」があります。</p> <p>「子どもの広場」は、自治会などが管理しており、適正に管理できるように市が費用の助成を行っています。</p> | イ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|--|--|----|
| 17 | <p>広場がほしいです。ドッチボール、サッカーができるところ。</p> | <p>ドッチボール、サッカーができる場所として、令和4年に相模原スポーツ・レクリエーションパークにボール遊び専用の「ボール遊び広場」をつくりましたので、ぜひ利用してみてください。</p> | イ |
| 18 | <p>今後、相模原で子育てをしたいと考えた時、身近に文化芸術に触れられる場・施設があることを願います。</p> <p>概要12ページに「自然体験をはじめスポーツ、芸術・文化活動、国際交流等、子どもの様々な関心や子どもの成長・発達段階に応じた多様な遊びや学習の機会の充実を図り」とあるように、気軽に行ける運動場、子どもと楽しめる図書館、アクセスしやすい演劇ホールなど、とても重要な機能を果たしています。</p> <p>銀河アリーナ、総合体育館、相武台図書館分館、南市民ホールなどの施設は、まさに、子どもの成長にとっても大事な施設ではないかと思えます。ぜひ、こうしたかけがえのない施設を残してほしいです。</p> | <p>子どもの関心や子どもの成長・発達段階に応じた多様な遊びの機会の提供等は、子どもの成長にとって重要であると考えておりますが、一方で本市においても今後一層の人口減少が見込まれており、このような状況の中ですべての施設を現状のまま維持し続けることは困難な状況です。今後とも、社会のニーズや時代の変化を踏まえ、施設の在り方やサービスの内容等を見直しながら、子どもの関心や成長・発達段階に応じた遊びや学習の機会の提供等に引き続き取り組んでまいります。</p> | ウ |
| 19 | <p>「芸術・文化活動」の充実を図るためには、子どもと一緒に文化に触れる機会・場をつくる必要があります。そのためにも、南区市民ホールの存続を求めます。</p> <p>子どもが3歳のころから、仕事帰りに子どもを保育園に迎えに行き、その足で舞台と一緒に観に行くことができたのは、南市民ホールがあったからこそです。小さいころから、2次元ではなく、リアルに生のお芝居を観る体験、一緒に同じ舞台を楽しむ体験は、子どもが育つ上でも、また子育てをする上でも、どれだけ助かったか、そして豊かだったか。南市民ホールがなくなってしまえば、未来の</p> | <p>南市民ホールの集約化につきましては、市行財政構造改革プラン（第1期）から取り組む改革項目に位置付け、ホール等の類似機能を持つ南区の施設への集約化に向けた取組を実施することとしました。このため、令和4年9月に南市民ホールの集約化について公表した後、様々な方法で市民の皆様と対話を重ねてまいりましたが、施設や舞台設備の老朽化や改修コスト等を踏まえ、令和5年12月定例会議（議案第127号）において承認を得て、令和8年3月末をもって廃止することといたしました。</p> <p>今後につきましては、対話において市民の皆様から伺ったご意見を踏まえ、</p> | ウ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|--|--|----|
| | <p>子どもたちからその「場」を、時間を、豊かさを奪うことになってしまいます。</p> <p>子どもたちが自分の思いを表現する場としても南市民ホールは最高の場です。音響や照明、舞台づくり。子どもたち・若者の自己表現の場としても南市民ホールの存続を求めます。</p> | <p>代替施設の1つとして、相模女子大学グリーンホールの多目的ホールについて音響改善等を行うとともに、市内の大学や国の関係機関が保有する施設の活用など、できる限り、市民の皆様が文化活動を継続できるよう、引き続き、取り組んでまいります。</p> <p>なお、いただいた文化芸術の活動・鑑賞ができる場に関するご意見につきましては、第3次さがみはら文化芸術振興プラン（令和7年3月改定予定）の基本目標1「市民の文化芸術活動の活性化」に掲げる『文化芸術活動の場の提供の取組』を検討していく上で今後の参考とさせていただきます。</p> | |
| 20 | <p>妊婦健診の助成チケットを使用しても、自己負担した健診費用の合計は平均5万278円（※2017年8月に300人に実施した調査（調査委託先はマクロミル））となっております。</p> <p>出費を抑えるために妊婦健診を控えてしまう家庭を減らすため、完全無料もしくは助成チケットの増額を希望します。</p> | <p>妊婦健診につきましては、胎児や妊婦の方々の健康管理と、定期的な受診を勧奨するため、健診費用の助成額について、増額を検討しております。</p> | ウ |
| 21 | <p>一番不安で情報交換や支援をしたいのは、赤ちゃんが産まれてからの1年間だと思います。横浜市緑区で出産した際は、市から案内がきて、毎月一回子育て支援センターで同じ月齢の子と親が集まる機会があり、本や歌、興味をもつおもちゃ、運動、育児指導や相談のできる場があり大変ありがたかったのですが、相模原にはそのような取り組みがないので是非行ってほしいです。</p> <p>毎日赤ちゃんを2人で家にいるよりも、この月齢ではこういう発達状況でいいんだ、離乳食はこんな風に進めてあってる</p> | <p>本市では、産後間もない時期に、保健師等がすべてのご家庭を訪問し、個別の状況に合わせた支援を行っております。</p> <p>また、地域におきましては、気軽に訪れ、遊んだり、子育ての情報を交換することができる場として、子育て広場を開設しており、定期的にイベントを開催し交流を図るほか、子育ての相談にも応じています。</p> <p>このような取組を知っていただけるよう、さがプリコ（電子母子健康手帳アプリ）などを活用し、引き続き、周知に努めてまいります。</p> | イ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|---|--|----|
| | <p>な、と周りの同じ月齢の赤ちゃんをもつ親や栄養士や保健師の方々と話すことで、不安解消になりましたし、赤ちゃん自身にとってもよい刺激になりました。</p> <p>また、出産してから実家も他県だった私にとっては、相談所はハードルが高いですが、月に一回顔をだすと、いつでも相談できる環境があったのは大きかったと思います。</p> | | |
| 22 | <p>妊婦の方は、メンタル面も辛いと聞いたことがあるので、男性が育休を取りやすいような雰囲気づくりや、妊娠の辛さと喜び（少子化対策）の学習を学校で行ってほしいなと思いました。</p> | <p>市では、従業員が働きやすいよう環境整備に取り組む事業者を支援しています。</p> <p>また、中学校の保健体育では、異性を尊重する学習を行っており、技術・家庭（家庭分野）では、0歳からの成長を振り返るとともに、乳幼児期の特徴を捉えたり、子育てを含む家族や家庭の役割について考える等の学習を行っています。</p> | イ |
| 23 | <p>少しでも、子どもを育てたいと思えるような、産んでよかったって思えるような、政策を行ってもらいたいと思ってるので、「気軽に相談できる場をつくる」というのはすごくいいなと感じました。</p> | <p>ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>今後も、保護者の皆さまが心のゆとりを持ちながら、安心して子育てができるような環境づくりに取り組んでまいります。</p> | イ |
| 24 | <p>子どもへの受動喫煙の危害について、触れられてはいますが、以下追記させていただきます。</p> <p>子どものいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要です。</p> <p>（子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件です）</p> <p>（1）子ども（胎児を含め）のいる場所</p> | <p>本市では、改正健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に定める事業者の受動喫煙防止対策について、広報さがみはらや市ホームページ等により周知するほか、店舗や施設を訪問して助言や指導を行っています。</p> <p>また、家庭内の受動喫煙防止及び事故予防については、妊娠届出時、母親・父親教室、乳幼児健診、家庭訪問等の機会を活用して普及啓発に取り組んでいま</p> | ウ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|--|---|----|
| | <p>や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています（既に多くのエビデンスの集積がある）。</p> <p>（２）子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難いです。子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者がおり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。</p> <p>※内閣府が 2022 年に行った「タバコ対策に関する世論調査」 https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-tabako/gairyaku.pdf）でも、喫煙者のタバコの煙を不快に思った場所を聞いたところ、「公園・屋外で児童が遊んだりする児童遊園」での不快との回答は 35.9%でした。これらの場所以外でも、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守る施策が必要です。</p> <p>（３）都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。</p> <p>【兵庫県受動喫煙防止条例】 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。</p> | <p>す。さらに、小学校を訪問しての喫煙防止教室や喫煙者を対象とした禁煙プログラムの提供など、様々な手法により喫煙による健康被害の防止にも努めております。</p> <p>現在、受動喫煙に関する条例を制定する予定はございませんが、今後とも望まない受動喫煙の防止に向けて関係団体と連携して取り組んでまいります。</p> | |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|--|---|----|
| | <p>第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け</p> <p>第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。</p> <p>第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。 (4) 子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」(2/3助成)の予算化を、県と市町村でご検討をいただいておりますか。 https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html</p> <p>・東京都では、受動喫煙防止条例制定にあわせ、区市町村が実施する場合には、その区市町村の実施費用の半額を助成しています。</p> <p>・禁煙治療薬のチャンピックス（バレニクリン）の出荷停止が続いていますが、2025年半ばまでには出荷が再開される予定とのことです。 ⇒屋外喫煙所や喫煙専用室などにも、禁煙ポスターや禁煙支援などの啓発資料を掲示いただいておりますか？</p> | | |
| 25 | <p>5/31世界禁煙デーと禁煙週間には、イエローグリーンのライトアップ（公共的なタワーや役所、公共施設、保健医療機関などを含め）による「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発が医師会や自治体で行われました。 http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=26</p> <p>県・県内自治体・医師会・市民団体などとも連携し、次年度も、健康日本21の健康寿命をのばすためにも、世界禁煙</p> | <p>本市では、世界禁煙デー、禁煙週間及び世界COPDデーにつきまして、広報誌やホームページ、ポスター等を活用し、喫煙や受動喫煙による健康被害についての普及啓発に取り組んでいます。</p> <p>ご意見をいただきましたイエローグリーンのライトアップにつきましても効果的な普及啓発に取り組む際の参考とさせていただきます。</p> | ウ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|--|--|----|
| | <p>デーや国際COPDデーのイベントにリンクさせた自主的な取り組みとしてよろしくをお願いします。(このライトアップは点灯施設側の経費負担の協力が必要ですが、他の経費は特段にはかからないようです)</p> <p>http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/journal/gakkaisi_240820_66.pdf</p> <p>https://www3.nhk.or.jp/lnews/tokushima/20241121/8020021793.html</p> | | |
| 26 | <p>不登校になると、学校の健康診断が受けにくくなります。</p> <p>市の健康診断や健康保険組合の健康診断は、子ども若者は対象年齢ではありません。</p> <p>小中学校の不登校、また高校や大学に通わず就職にも至らない若者が健康診断を受けられるよう整備を希望します。</p> <p>これが実現したら周知を希望します。</p> | <p>児童生徒が学校生活を送る上で、健康診断を通じて自分の健康状態を理解するとともに、学校が結果を把握し、適切な指導や事後措置をすることは、大変重要であると認識していることから、校内でより受診しやすい体制を検討するとともに、医療機関での個別受診について関係団体等と意見交換を行ってまいります。</p> <p>また、中学校卒業後、就学・就職をしていない若者の健康診断へのご意見につきましては、今後の市民の健康診断のあり方の検討の際の参考とさせていただきます。</p> | ウ |
| 27 | <p>給食センターなど学校以外で給食を食べられる自治体も出てきています。</p> <p>同様の取り組みが相模原市でもなされることを希望します。</p> | <p>学校給食は登校した児童生徒が学校内で喫食することを想定しており、学校外で提供することについては、衛生面等で課題があるものと考えています。</p> | ウ |
| 28 | <p>子どもが安全で安心な環境で育つためには、有害な化学物質からも守られる必要がある。化学物質対策について追記してほしい。</p> <p>下記の自治体のように、積極的な対策や市民との情報共有が必要だと考える。</p> | <p>香害による化学物質過敏症については、市施設および小中学校におけるポスター掲示ならびに広報や市ホームページ等への掲載にて、市民の皆様へ周知・啓発を図っております。</p> <p>各学校では、化学物質過敏症への理解が深まるよう校内へのポスター掲示や</p> | ウ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|---|---|----|
| | <p>滋賀県大津市「子どものための化学物質対策ガイドライン」 https://search.app/eoxTl8gEABpUHCAX8 東京都 令和4年度の化学物質健康問題に関する講習会「子どもが利用する施設における化学物質対策」 https://search.app/JKdWELjrM3rLAUy48</p> <p>特に近年問題になっている香害について、大人にも子どもにも啓発してほしい。洗濯用品の合成香料は揮発性有機化合物である。共用の給食エプロンから他家が使用する香りによって学校、家庭間わず健康被害が起きている。たとえその香りが好きであっても、有害性が消えるわけではない。香りのために登校できない子どもも増えている。</p> <p>雑誌「学校事務」2025年2月号 子どもの権利が満たされる学校へ「あの子が保健室に来る理由」（香害に関する記事）</p> <p>煙草の受動喫煙や接着剤等の揮発にも危険性があるが、これらは時間や場所を工夫して避けることも可能だ。しかし合成香料は、使用者が1人でもいれば避けられない。一般に「良い香り」だと定義されているため、被害者は声を上げられない。教師や指導者からの香害であれば、子どもが苦しみを表現することは更に難しい。相模原市は子どもの人権と健康を守ってほしい。</p> <p>香害について学ぶことで、以下のことが期待できる。</p> <p>①化学物質と健康に関する知識。消費者としての権利について学ぶ。</p> <p>環境負荷が低い製品を選ぶエシカル消費を実践することで、環境教育になる。</p> | <p>保健だより等を通じて、児童生徒や保護者に対し周知するとともに、研修等の機会を活用し、養護教諭に対しても情報の共有を図っています。また、症状等のある児童生徒につきましては、保健調査票等を活用して把握に努めております。</p> <p>また、揮発性有機化合物の排出抑制につきましても、市ホームページ等を通じ、引き続き市民の皆様へ周知・啓発を図ってまいります。</p> | |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|---|--|----|
| | <p>②自分と他者が異なる体質を持っていることを想像、理解する。お互いが思いやりを持つことの重要性を学ぶ。</p> <p>③自然や食べ物の匂いを感じ取る嗅覚と、感受性を育む。</p> | | |
| 29 | <p>今国の法案でも、高校無償化を押し進める法案が出てきていますが、東京都のように神奈川県も、私立高校無償化が実現して欲しいですが、相模原市としても、貧富の差が無くそこに向けて誰でも選択出来る道をサポート出来るお手伝いをさせていただけたら嬉しいです。</p> | <p>私立高等学校の授業料につきまして、国の高等学校等就学支援金と併せ、神奈川県における学費補助金制度により、一定の世帯年収まで実質的な無償化が行われていますが、授業料以外に必要な費用もあり、子育て世帯の負担は大きいと認識しています。</p> <p>このため、本市では市民税所得割非課税世帯の高校生を対象に、授業料以外の費用を支援する給付型奨学金事業を実施しています。</p> <p>また、いただいたご意見は今後の国等への要望活動における参考とさせていただきます。</p> | ウ |
| 30 | <p>若い人が子どもを産んでも白い目で見られないような、純粋な愛で育てられる環境づくりをしてほしいなと思っています。</p> | <p>社会全体で子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代の皆さんが喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現するため、「相模原市子育て応援条例」を制定し、取組を進める予定です。</p> | イ |
| 31 | <p>南区、中央区、緑区により、子供の支援に温度差があるので、統一して欲しい。</p> | <p>お住いの地域で差異が生じないように、すべてのお子様に対し、必要な支援を提供しておりますが、地域においては、独自の取り組みも実施されていると承知しておりますので、引き続き、地域社会全体で子育てを応援する気運の醸成に、努めてまいります。</p> | ウ |
| 32 | <p>経済的支援は、子供がその年齢を迎えてから、親がこんなにお金がかかるのか、と気づく場面も多く、相模原はこんなに子育て支援が手薄なのだと引越してき</p> | <p>子育て世帯の皆さまを支援するための施策は、様々なものが考えられるところですが、限りある財源の中でニーズや必要経費等を勘案し、実施する必要がある</p> | ウ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|--------|---|---|----|
| | <p>てから落胆する場面も多いので子育て世代からヒアリングが必要だと思えます。</p> <p>私自身、年の離れた第二子が生まれて気づいたことは、保育園に通う費用が第一子が保育園に通っていないと何の割引もなく満額支払わなければならないということ。すぐお隣の東京都住所の家族は保育園無料、同じ政令指定都市の川崎市では収入や年の差関係なく第二子から半額ですが、相模原市は特に支援がありません。働いても、保育料と、学童の費用も支援がないため、毎月5万円以上の支出予定。働く時間を短くせざるをえない上に必要経費が増えることでかなり子育てに負担に感じています。こういったところに支援策がなければ、子供を迎えようという夫婦は減っていくと感じています。</p> <p>非課税世帯だけではなく、もっと全体の子育て世帯に目をむけて段階的に負担やストレスを解消する経済支援をしていただきたいです。</p> | <p>と考えています。</p> <p>本市としても、各市町村の財政状況により子育て支援に地域格差があることは好ましくないと考えており、平成29年度から毎年度国や県に対して予算や制度について検討するよう要望書を提出しています。</p> <p>これからも「子育てするなら相模原」と市民の皆様を感じていただけるよう、子育てに係る施策の充実に取り組んでまいります。</p> | |
| ⑧ 事業一覧 | | | |
| 33 | <p>計画の基本理念（P39）（1）には「子ども・若者の権利が守られ、『個性が大切にされること』とあり、施策の方向性（P43）には、「（1）子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、最善の利益を図ります。」とあります。どちらも素晴らしいです。子どもの権利を保障することについて、日本は国際的に遅れていると感じているので、ぜひ進めてほしいです。</p> <p>ただ、実際に何をやるのかと思って事業一覧（P127、129）を見ると、がっかりしてしまいます。</p> | <p>子どもが自分の意見を表明し、その意見が尊重されることは、子どもの権利として重要なことであると認識しています。本市の子どもの権利推進に関する取組は、P127、P129のほか、基本目標3（P135～138）に記載されている居場所の確保や多様な体験・活動の機会等に関する取組なども含まれます。</p> <p>不登校児童生徒の多様な学びの場の一つとしては、本市には8つの相談指導教室があります。学級以外の居場所として、校内教育支援センターを設置する学校も増えています。</p> | ウ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|---|---|----|
| | <p>子どもを主体とした事業は「子ども・若者の意見を聞く機会の確保」だけです。意見を聞くだけで「個性が大切にされる」「最善の利益を図る」が達成されるでしょうか。後述する不登校対策とも関連しますが、多様な学びの場の確保や、特に学校生活の中で意見を言い、自分らしく過ごせる権利の確保を図ってほしいと思います。また、ぜひ「子どもの権利保障の推進」事業等で、子ども向けのPR活動をしてほしいと思います。</p> <p>そして、「子どもの人権等に係る研修事業」は、ぜひ教職員も対象にしてほしいと思います。学校ほど、子どもの人権が無視されている場所はないと思うからです。今の学校は、社会のいい歯車になるように、均一のいい製品になるように、と子どもたちを矯正する場所のようです。このままでは、不登校の子どもは今後もどんどん増えていくと思います。</p> | <p>教職員に対する研修については、「子どもの人権等に係る研修事業」とは別に、各学校の人権・福祉教育担当者に対する集合研修を実施しています。また、各学校からの依頼に基づき、子どもを権利の主体としてとらえ、一人ひとりを大切にされた教育が行われるよう、教職員に対する訪問研修を実施しています。</p> <p>今後も11月20日のさがみはら子どもの権利の日を契機に子どもをはじめとする市民のみなさまに子どもの権利について理解を深めていただく機会をつくるなど、周知活動に努めるとともに、子どもたちが希望ある未来にむけて生き生きと育つことができるさがみはらを目指して様々な子ども施策を推進してまいります。</p> | |
| 34 | <p>不登校対応として、「不登校を考えるつどい・不登校対応セミナーの開催」はよいことだと思います。</p> <p>特に「不登校の児童生徒を持つ保護者が互いに語り合える場としての「つどい」の設定は有効だと思います。</p> <p>ただ、教職員を対象に不登校対応として「だれもが行きたくなる学校づくり研修」を開催するというのはいかがなものでしょうか。</p> <p>文部科学省が「学校に登校するという結果のみを目標にしない」と通知している中、時代に逆行しています。</p> <p>COCOLOプランに従った対応策の提示をお願いいたします。</p> | <p>「だれもが行きたくなる学校づくり研修」は、だれもが安心して学べる魅力ある学校づくりを目指して実施する研修です。不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備や保護者への支援のよりよい在り方について等について学び合い、教員の資質向上や校内支援体制の充実を図っています。</p> | イ |

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----|---|--|----|
| 35 | <p>相談したいことを言葉で話すのが苦手なので、メールでの相談窓口を作ってほしい。</p> | <p>「ヤングテレホン相談」では、電話での相談だけではなく、Eメールでの相談も受け付けています。(メールアドレス：yantele@city.sagamihara.kanagawa.jp) また、「さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)」の相談方法の拡充については現在検討しているところです。</p> | イ |
| 36 | <p>「さがみみ」について 公衆電話が減っている気がする。自分の家に電話がなかったり、家では電話しづらい、自分の携帯電話を持っていない人などのために、もっと公衆電話を増やしたり、使えることを広めてほしい。 また、使い方や利用できることなどを広めてほしい。</p> | <p>令和4年度と令和5年度の広報誌「さがみみレター」で公衆電話からのかけ方を記載したことがございます。引き続き、子どもたちが相談しやすくなるように情報提供に努めます。</p> | イ |